

議案第 5 1 号

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「から第6号まで」を「及び第5号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）別表第6号に掲げる者にあつては、医療費の全額

第3条の2第4項中「第4号」を「第5号」に改める。

第5条中「第1号」を「第1号及び第4号」に、「第3条に」を「第3条の2に」に改める。

別表第5号中「を含む。）並びにこれらの者が扶養している児童」を「を含む。）」に改める。

別表第6号を次のように改める。

（6）児童

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条（「第3条に」を「第3条の2に」に改める部分に限る。）、別表第5号及び第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の境港市特別医療費助成条例の規定は、令和6年4月1日以降に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 子どもの医療費に係る一部負担金の廃止（第3条、第3条の2及び第5条関係）
鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部改正を受け、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者について、助成対象者が負担している一部負担金（同一の月に同一の保険医療機関において、入院にあつては1日につき1,200円、外来にあつては1日につき530円）を廃止し、医療費の全額を助成する。
- 2 施行期日
令和6年4月1日
第5条（「第3条に」を「第3条の2に」に改める部分に限る。）、別表第5号及び第6号の改正規定 公布の日